

議 事 録

第 26 回 定 例 総 会

令和元年9月9日

太田市農業委員会第26回定例総会議事録

開会日時 令和元年9月9日(月) 午後2時
 閉会日時 令和元年9月9日(月) 午後3時5分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 (21人)
 1 藤澤 武則 2 丸山 忠 3 木暮 昌弘 4 中村 博正
 5 遠坂 修一 6 藤生 博 7 吉田 清和 8 牛久保 榮治
 9 小林 良孝 10 糸井 敏幸 11 岡田 貴男 12 塚越 寶
 13 山田 清作 14 高柳 章 15 石原 孝志 16 新井 章夫
 17 清水 由紀江 19 藤本 富久 20 茂木 利子 21 片亀 昌子
 22 中村 薫

欠席委員 (1人)
 18 武内 満

出席職員 (7人)
 富宇賀局長 北村次長 見供次長補佐 林次長補佐 長谷川係長代理
 青木主任 野村主事

会議に付した事項
 議案第1号 農地法関係許可取消願について (会長)
 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項
 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による専決処分について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による専決処分について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について

太田市農業委員会憲章の唱和

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第26回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数につきましては、出席の委員21名、欠席の委員1名で
ございます。
過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立すること
をご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ござ
いませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は、本日1日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いま
すが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 それでは、8番 牛久保榮治 委員 と 10番 糸井敏幸 委員の
お二人にお願いいたします。また、書記につきましては事務局の青木
主任を指名いたします。議事に入る前に議案書の訂正等がありました
ら報告願います。

事 務 局 それでは、議案書9ページをお開きいただきたいと思います。議案第
5号 農地法第5条の規定による許可申請についてですが、番号7番
につきまして、9月6日付で、土地利用計画変更のためとの理由によ

り取り下げ願いの提出がありました。これを受理しましたので、報告いたします。また、取り下げに伴い、8ページの右上、提出件数22件とありますが、21件に訂正をお願いいたします。よろしくお願いいたします。以上です。

5 議事顛末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 東金井町の土地 401 m²の内 100 m²について、賃借権の設定を解除するため、許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 13番委員 申請地は、農地ではありません。ただ、同時に転用許可申請が出ているので、受理するということなので、今回、調査表では取消相当ということで地区協議会で意見決定しました。皆さんの審議をお願いします。
- 議 長 ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を取消とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号1番を取消とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。
提出件数は9件です。
事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局 提出件数9件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田小金井町の土地 畑 630 m² 外3筆 計1,878 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

2番 東今泉町の土地 畑 737 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

3番から6番については、元吉沢ゆりの里敷地内の農地の一部とその周辺を一括して同一人が譲り受ける申請となっておりますので、一括して説明させていただきます。ゆりの里敷地内の農地については既に何度かご審議いただきましたが、相続等の手続が完了していない農地が残っており、本件は残りのうちの一部の申請です。譲渡人4名、吉沢町の土地 畑 433 m² 外13筆 計7,259 m²、3番と4番は売買、5番と6番は賃貸借です。芝、野菜、果樹、エリアンサスの栽培を行い、隣接のゴルフ場に販売したい。

7番 丸山町の土地 田 3,248 m²、賃借している農地を取得し、農業に精進したい。

8番 阿久津町の土地 畑 2,548 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

9番 新田大町の土地、畑 1,463 m² 外1筆 計3,281 m²、農地を譲り受け、経営規模を拡大したい。

なお、1番から9番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いいたします。

議 長 事務局からの提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願

います。

10番委員 1番について、当地区協議会で確認調査書等に基づき調査した結果は、譲受人は農業に取り組んでおり、今回の申請は規模拡大のためであり、現地を確認したところ、所有する農地は全て耕作し、必要な農機具等も所有しており、問題はないとの判断をいたしました。また、農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

20番委員 1番の農地性について、当地区協議会で確認調査書に基づき調査した結果を報告いたします。

現地を確認したところ、農地のため特に問題もなく、許可要件を満たしていると意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より番号1番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委員 なし。

議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号2番から7番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

1番委員 それでは、議案第2号の2番についてご報告いたします。

譲渡人は岐阜に住んでおり、管理ができないため、譲受人に売買する件です。譲受人は地元で農業を営んでおり、作物栽培や農業機械を含め問題はなく、現状の不耕作地を解消できると考えられます。周辺状況は、北側は道路があり、ほかは住宅となっており、農地への支障はなく、当地区協議会において許可要件を満たしていると意見決定いたしました。再度審議のほどお願いをいたします。

続けて、議案第2号、3番から6番についてご報告いたします。こちらはゆりの里関連で、いまだ相続等で申請できなかった部分の申請及

びその周辺の新規申請であります。一括してご説明をいたします。譲受人は、これまでと同一人で、芝、野菜、バナナ、黒豆、エリアンサス等を栽培予定であり、そのできたものはゴルフ場で販売することです。この申請地を許可基準チェックリストに照らし調査しましたが、ゆりの里部分で、また、周辺新規申請地ともに荒れ地になっており、一刻も早く本来の農地として整備をしていただき、特にイノシシの出没被害を減ずる方向へ向けてほしいという地元の要望に応えられるものと考えられます。既に許可となった土地も整備が進んでおり、地区協議会において許可相当と意見決定しましたが、再度審議のほどお願いをいたします。ちなみに、既にエリアンサスという植物を栽培しており、確実に栽培規模を広げる感じに整備を始めておりました。エリアンサスというのは、乾燥させてペレットにして燃料にするそうです。許可要件を満たしていると意見決定いたしました。続いて、7番をご報告いたします。譲受人は既に申請地を賃借で米作を行っておりますが、譲渡人も神奈川に住んでいることもあり、売買によって取得したいとの申請です。周辺は、毛里田、丸山薬師の東側で水田が広がっているところで、農地法に照らしてみても許可要件を満たしていると地区協議会で意見決定いたしました。再度審議のほどお願いをいたします。以上です。

- | | | |
|-------|---|--|
| 議 | 長 | ただいま、第2地区協議会より番号2番から7番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。 |
| 委 | 員 | なし。 |
| 議 | 長 | ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番から7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員) |
| 議 | 長 | 全員賛成でありますので、番号2番から7番を許可とすることに決定いたします。 |
| 議 | 長 | 続いて、番号8番と9番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。なお、番号9番については第5地区協議会にも関連がありますので、あわせて報告願います。 |
| 22番委員 | | 第4地区協議会でチェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。
8番と9番は譲受人が同一人物であります。経営規模を拡大したいために土地を申請したものであります。 |

8番について、譲受人はトラクターやホイールローダー等、農機具等を所有しており、許可要件を満たしているという意見決定しました。8番についての現地を確認した結果、北側は本人の堆肥場、東側は未耕作、南側は道を挟んで畑、西は畑であります。周囲の農地への支障もなく、問題ないという決定になりました。

9番については、6月に申請地の北側の土地を牛舎用地として購入したため、南側の申請地を牧草地として利用したいとの申請であります。農地法第3条第2項各号にも該当しないため、許可要件を満たしているという意見決定をしました。

再度のご審議をよろしくお願い申し上げます。

15番委員

9番について、地区協議会での調査した結果を報告いたします。

9番について、確認調査書等に基づき調査した結果は、現地を確認したところ、農地のため特に問題もありません。

再度ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長
委 員
議 長

ただいま第4地区協議会及び第5地区協議会より番号8番と9番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号8番と9番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号8番と9番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は8件です。

事務局より、提案をお願いいたします。

事 務 局

提出件数8件について、朗読し詳細に説明する。

1番 強戸町の土地 234㎡、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。
農家住宅用地として転用するものです。

2番 新田市野井町の土地 30 m²、農地区分につきましては、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の2分の1以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

3番 藪塚町の土地 493 m² 外1筆 計542 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

4番 藪塚町の土地 1,602の内1,213.53 m²、農地区分は「道路、下水道、その他広域的施設の整備状況からみて、第三種農地と同程度の整備状況に達することが見込まれる区域の農地、具体的には、太田市役所藪塚本町庁舎から概ね500m以内の区域の農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

太陽光発電所用地として転用するものです。

5番 藪塚町の土地 1,602の内388.69 m² 外1筆 計2,553の内417.33 m²、農地区分 第二種、作業場用地として転用するものです。

6番 藪塚町の土地 396 m² 外1筆 計473 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

7番 藪塚町の土地 620 m² 外1筆 計995 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

8番 藪塚町の土地 297 m² 外2筆 計1,351 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

農家住宅用地として転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いいたします。
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

3番委員 1番について、第3地区協議会において許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は昭和46年から自宅敷地の一部として使

用してきた農機具、建屋の部分が、調査の結果、農地法の許可を受けずに使用してきたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。周囲は、南と北側は宅地、東側は道路、西側は畑で、一部かかっています。現地確認したところ、周辺農地には支障もないので、許可相当と意見決定しました。
再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま第3地区協議会より番号1番について報告がありました、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 20番委員 2番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告いたします。申請人は、このたび調査をしたところ、許可を得ずに農家住宅の一部として使用していたことが判明したため、是正するものです。現地を確認したところ、北と東は申請人の宅地、その他は自己所有の畑となっております。周辺農地への支障もなく、また始末書もついていることから、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありました、
ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。

議長 続いて、番号3番から8番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

6番委員 番号3番から8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。

3番については、議案第5号の20番と関連があります。3番について調査をしたところ、許可を得ずに住宅の一部として使用していたことが判明したため、始末書を添付して是正したいというものです。現地を確認したところ、周囲は北が資材置場、西と南は道路、東は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

続きまして、4番と5番は、申請人が同一人のため、また土地もつながっており、一括して説明したいと思います。調査をしたところ、許可を得ずに、太陽光発電用地及び農業用作業場として使用していたことが判明したため、始末書を添付して是正したいというものです。周囲は、北は住宅、東は鉄工所、西は道路、南は畑となっております。周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

6番について調査をしたところ、許可を得ずに、物置及び米の乾燥室を建築し、農家住宅の一部として使用していたことが判明したので、始末書を添付し、是正したいというものです。周囲は、住宅、作業用建物に囲まれており、南は申請人のビニールハウスとなっております。周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定しました。

5番委員 番号7番について、申請人が調査をしたところ、昭和35年ごろより農家住宅として農地法の許可を受けずに使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正をするものです。現地を確認したところ、周囲は、北、東、南が道路、西は宅地となっております。周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

続きまして、番号8番について、申請人は、調査をしたところ、昭和44年、また昭和48年より、それぞれ農家住宅として農地法の許可を受けずに使用していたことが判明したため、始末書を添付し、是正するものです。現地を確認したところ、北は道路、西は宅地、南、東は畑となっております。周辺農地への支障はなく、許可相当と意見決定いたしました。

以上、番号3番から番号8番について再度ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議長 　　ただいま、第6地区協議会より番号3番から8番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

13番委員 　4番の太陽光発電の件なんですけれども、許可なしで発電所をつくってしまっていていいものなんですか、お伺いします。

事務局 　　今回、4番の太陽光発電の是正の関係であります。こちらは太陽光発電をする前に、昭和の初めごろの農地法施行以後、農家住宅として建ててありました。また、その後、両親がお亡くなりになって、申請人がその土地の相続を受けたわけですが、そのときに建物を壊して、FIT法の申請をした上で設置しましたが、そちらが許可を得ていないものだと知り、太陽光発電所用地として今回申請をするものであります。始末書を添付してあり、事務局としては是正申請ということで委員の判断を願ったという形になっております。よろしくお願ひいたします。

13番委員 　太陽光発電をつくるのがそんな簡単に許可になるものなんですか。だから、何で許可したんですか。

議長 　　今説明があつたとおりではないんですか。

13番委員 　でも、法というのは知らなかったということで全て通用するんですか。事務局のお考えを。知らなかったからということでつくってしまって、それで後で申請するとなったら、法律なんか要らないのではないですか。

事務局 　　太陽光発電用地に限らず、住宅敷地の拡張やもろもろ、この間、農地法の許可を得ずに建物を建てたり、今回も太陽光発電用地として設備を設置したいという形になっております。そちらの申請に当たりまして、始末書を添付していただく形で皆さん是正の申請をしていただくわけですが、その中で農地法に照らし合わせていただいて、許可なのか、不許可なのか、そういったものをこの委員会の場で決定をしていただく部分であります。農地法的に第二種農地であります。また、実際転用がされているという形でもありますので、そういったもろもろの審査をしていただいた中で地区協議会での報告をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

11番委員 　5番の作業所は何年ごろにつくられたんですか。これも確信犯的な感じがするんですけれども。

事務局 　　申請書の中にという形であるんですけれども、昭和27年ごろより農家住宅の一部としてその作業場というのが設置されております。ですので、かなりの年数がたっているかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

- 1 3 番委員 4 番の件は、許可になった年はいつぐらいなんですか。太陽光の許可
事務 局 事務局から説明させていただきます。経済産業省のFIT法の許可に
つきましては、平成 26 年 2 月に許可を得ております。
- 1 3 番委員 平成 26 年というときに、私も太陽光の申請をしたんですけども、そ
のときは事務局はがんとして私に 2 年間許可を出さなかったんですけ
れども、片方は簡単にやっちゃって、法のもとの平等ではないと思
うんですけども、いかがなものでしょうか。
- 1 1 番委員 今、13 番委員さんが言うのは、営農型と、藪塚の現地は住宅を潰した
ところですよ。だから、そういうふう在宅地、雑種地的になってい
るんですけども、その違いではないですか。
- 6 番 委 員 13 番委員さんが今言った経済産業省のFIT法の許可というのは、農
業委員会が許可したわけではないわけですよ。営農型の場合は農業の
要件も絡めていますので、別物です。
- 1 3 番委員 わかりました。
議 長 それでは、採決に移りたいと思います。
番号 3 番から 8 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号 3 番から 8 番を許可とすることに決定
いたします。
- 議 長 続いて、議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申
請が会長宛てにあったので、審議を求めます。提出件数は 2 件です。
事務局より、提案をお願いいたします。
- 事 務 局 提出件数 2 件について、朗読し詳細に説明する。
- 1 番 新田大根町の土地 402 m²について、太陽光発電設備用地とし
て計画変更するものです。
2 番 大原町の土地 1,335 m²について、貸し店舗及び貸し駐車場用
地として計画変更するものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いい
たします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、番号 1 番について、第 5 地区協議
会の調査した意見結果を報告願います。

- 15番委員 4号、1番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地を確認しましたが、周辺農地への支障もなく、承認相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続いて、番号2番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひます。
- 6番委員 番号2番について、地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認、調査を行いました。申請人は、昭和46年12月に病院用地として許可を得たんですが、諸事情により実行できず、権利を承継したというものです。
再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。
- 議長 ただいま、第6地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号2番を承認とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は21件です。
事務局より、提案をお願ひいたします。

提出件数 21 件について、朗読し詳細に説明する。

1 番 細谷町の土地 28 m²、農地区分については、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

通路用地として転用するものです。

2 番 高林北町の土地 287 m²、農地区分につきましては、「概ね 10ha 以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

3 番 上田島町の土地 630 m²、農地区分 第二種、露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

4 番 由良町の土地 490 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5 番 台之郷町の土地 395 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6 番 東金井町の土地 401 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8 番 沖之郷町の土地 393 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

9 番 沖之郷町の土地 3.62 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地の敷地拡張として転用するものです。

10 番 原宿町の土地 109 m² 外 7 筆 計 3,573 m²、農地区分 第二種、太陽光発電事業用地として転用するものです。

11 番 緑町の土地 165 m² 外 1 筆 計 231 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

12 番 緑町の土地 299 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

13 番 只上町の土地 694 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「既存敷地の 2 分の 1 以内の敷地拡張」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天駐車場・資材置場用地として転用するものです。

14番 矢田堀町の土地 472 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

15番 吉沢町の土地 1,204 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

16番 吉沢町の土地 1,180 m²、農地区分 第二種、太陽光発電設備用地として転用するものです。

17番 成塚町の土地 14 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には治良門橋駅から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

露天駐車場用地として転用するものです。

18番 新田上江田町の土地 499 m²、農地区分 第一種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田大根町の土地 317 m²、農地区分は第一種です。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「周辺に居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

20番 藪塚町の土地 1,067 m² 外1筆 計1,210 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

21番 大原町の土地 231 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22番 大原町の土地 1,335 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には太田市役所藪塚庁舎から概ね 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

貸店舗及び貸駐車場用地として転用するものです。

以上、21件について、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番から4番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

4番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果の1番、2番を報告いたします。
番号1番の申請人は、申請地奥の南西側に畑を所有、耕作をしていますが、侵入路が狭く、トラクターの侵入ができない状態であり、現在

の進入路北側の申請地を取得し、通路を拡幅したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は宅地、東側は道路、その他は畑となっており、周辺農地への支障もなく、問題はないので許可相当と意見決定しました。

番号2番の申請人は、太田市内の借家に住んでおり、子どもの成長に伴い、現在の住居では手狭になったため、住環境に適した申請地を取得し、自己の住宅を建築したいとの申請です。現地を確認したところ、申請地の南側は道を挟んで宅地、西側と北側は8月に申請、許可された宅地、東側はまた近いうちに転用申請が出されると思われる田を挟んで8月に許可された宅地、そのほか周辺農地への支障もなく、問題はないので、許可相当と意見決定しました。

1番、2番について再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

10番委員

番号3番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果をご報告いたします。

譲受人は土木業を営んでおり、事業拡大に伴い、駐車場、資材置場が不足していることから、申請地を借り受け、露天駐車場及び資材置場として利用したいとのことです。現地確認をしたところ、西側は住宅及び市道、東側は用水路を挟んで住宅、北側は県道、南側は市道と住宅となっております。したがって、周辺の農地に支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

12番委員

引き続きまして、番号4番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を申し上げます。

譲受人は、現在、由良町にありますアパートに住んでおり、申請地を取得し、自己の住宅を建築するものであります。現地を確認したところ、周囲は全て住宅が建築されており、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定をいたしました。

再度ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長

ただいま、第1地区協議会より、番号1番から4番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番から4番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番から4番を許可とすることに決定

いたします。

- 議長 続いて、番号5番から16番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 8番委員 番号5番について、許可基準チェックリストに基づいて調査した結果を報告いたします。譲受人は市内の借家に住んでおりますが、結婚して3年も経過し、子どもが増え、手狭になってしまったので、妻と将来を考え、一戸建て住宅を建築したいということで考えておりました。将来の子どもの学校や勤務先も現在の住まいとほぼ同距離にあるので、適当であろうと思い、計画いたしました。現地を確認しましたが、周辺はほとんど住宅になっておりまして、農地に問題はないと思いますので、許可相当と意見決定しました。
- 13番委員 番号6番について報告します。先ほど取り消しの許可をいただいた物件なんですけれども、同じ敷地の中に親から賃借権を設定して住宅を建設するものです。現地を調査しましたが、周りは全て住宅地なので、農地への影響はないので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議をよろしく願います。
- 9番委員 番号8番、9番について報告したいと思います。
番号8番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果、譲受人は実家に住んでおり、独立して生計を営むため、申請地を父親から借り受け、自己の住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周囲は宅地で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。
続きまして、9番を調査した結果、譲受人は、自宅の塀の一部が隣接する農地に越境していたことが判明したため、申請地を譲り受け、是正したいということです。現地を確認したところ、一部畑で、周囲は宅地で、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。再度ご審議をよろしく願います。
- 1番委員 続いて、10番から16番を説明いたします。
まず10番ですが、太陽光発電設備用地としての申請です。許可基準チェックリストに基づき現地調査をしましたところ、周辺は畑地、倉庫、そして太陽光設備となっており、同地区に広がっている非耕作地解消となると考えられ、また周辺農地への支障はなしと当地区協議会で許可相当と意見決定しましたが、再度審議のほど願います。なお、設置に当たり、フェンスは内側に30cmずらす、それからメンテ

り、許可を受けている建設用地に隣接する土地です。この周辺農地は、現状では太陽光発電を選択することが唯一土地を生かす最善の策と考えられることもあり、調査の結果を踏まえ、地区協議会でも許可相当と意見決定しました。メンテナンスは●●●●●●●●●●●●●●●●、フェンスは30cm内側に設置ということを確認しております。以上です。

議長

ただいま、第2地区協議会より、番号5番、6番、8番から16番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

20番委員

11番で●●●●が譲受人になっていますよね。それで、12番で●●●●●が譲渡人になっていますよね。先ほどの説明だと、同一人が譲受人だとおっしゃったんですけれども、この説明を。もし違う人だったら、売ったり買ったりはどうなんですか。

事務局

事務局より、今の11番と12番についての説明をさせていただきたいと思っております。委員のご指摘のとおり、今回、11番の法人の代表を務められている●●●●さんという方が12番の譲渡人のところに記載されている方と同一人物ということになっております。ちなみに、12番の譲受人、●●●●さんにつきましては、同じ●●●●でありますけれども、●●●●とは全く別の個人事業者ということで、今回12番につきましては、ここの土地を取得したいということで申請が出ております。

確かに同じ緑町地内ではあるんですけども、今回11番の場所につきましては、既に●●●●のほうに雑種地として取得しているところの隣接ということで、そこを一体的な資材置場としてここを活用するという目的で取得の申請が出ております。12番の土地につきましては、会社からは、場所が下のところの土地になっておりまして、現地を見ますと傾斜地ということで耕作には適さないような土地になっておりますけれども、今回、お隣の個人で建設業を営んでおります●●●●さんのほうが自宅の隣接地にこの土地を取得したいということの申し出がありましたので、今回、たまたま議案の並びで同じ方の名前が出てきているんですけども、取得の理由とか目的、妥当性というところで判断した中で、議案として上げさせていただいておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議委員議長

ほかにごありますか。

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号5番、6番、8番から16番を許可とすることに賛成の方の挙手

- を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号5番、6番、8番から16番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号17番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 3番委員 17番について、第3地区協議会において、許可基準チェックリストに基づき調査した結果、申請人は美容室を営んでいます。駐車場がないため、昭和45年ごろから申請地を借り受け、駐車場として使用していましたが、調査した結果、農地法の許可を受けずに使用していたことが判明し、始末書を添付の上、是正し、申請地を譲り受け、駐車場として使用するものです。南は宅地、西と北側は道路、東側は水路、現地確認したところ、農地には支障もないので、許可相当と意見決定しました。再度ご審議のほどよろしく願います。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より、番号17番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号17番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続いて、番号18番と19番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 2番委員 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、18番について、譲受人はアパートに住んでおり、子どもも増え、手狭なため、父から申請地を借り受け、一般住宅を建築するものです。現地を確認したところ、東、南は譲渡人の農地、西は宅地、北は道路で、周辺農地への支障もないので、許可相当と意見決定しました。以上です。
- 15番委員 19番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査

した結果は、譲受人は業務拡張に伴い、資材置場が不足している工場に近い申請地を露天資材置場として借り受けるものです。周囲は、西、北が住宅で、周辺農地に支障がない、そして東側は譲渡人の農地です。現地の確認では、許可相当と意見決定いたしました。
審議のほどよろしく願いいたします。

- 議長 長 ただいま、第5地区協議会より、番号18番と19番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号18番と19番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号18番と19番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続いて、番号20番から22番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 6番委員 20番から22番について、第6地区協議会で許可基準チェックリストに基づき現地確認等の調査を行いました。
20番については、譲受人は建設業、不動産業を営んでおり、申請地を取得し、建売分譲住宅として使用するものです。現地を確認したところ、周囲は道路、建物に囲まれており、周辺農地への支障もないことから、許可相当と意見決定しました。
- 17番委員 21番について報告をします。譲受人は借家に住んでおり、将来のことを考え、学校や職場に近い申請地を取得し、自己の住宅を建築するものです。現地を確認したところ、南と西は農地、北は宅地、東は道路です。周辺農地への支障もなく、問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 6番委員 続きまして、22番、譲受人は太田市内で建築資材業を営んでおり、環境はよく便利な場所で、貸店舗や貸駐車場用地を探していたところ、譲渡人より土地を売りたいという申し出があり、申請地を取得し、貸し店舗、貸し駐車場として使用するものです。現地を確認したところ、北が行政センター、西が信用金庫、南は道路と、そして東は申請人の住宅となっており、周辺農地への支障もなく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく申し上げます。

- 議 長 ただいま、第6地区協議会より、番号20番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号20番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号20番から22番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 以上で、審議は終了いたしました。次の報告第1号は先月農業会議に意見聴取した、8月分の許可証の取り扱いにかかわる、太田市農業委員会会長専決規定第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記のとおり、許可証交付の取り扱いをいたしましたので、報告いたします。
- 議 長 続いて、報告第2号から第5号まで、一括して事務局より報告を求めます。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について1件提出されております。
内訳につきましては、畑のみ1筆、計85.00㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について32件提出されております。
内訳につきましては、20ページをごらんください。田13筆8,653.00㎡、畑27筆9,879.70㎡、計40筆、18,532.70㎡となっております。いずれの内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、提出件数は6件となっております。内容につきましては記載のとおりです。
続きまして、報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、提出件数は9件となっております。それぞれの内容につきましては記載のとおりです。
以上、報告させていただきます。

議 長 ただいまの太田市農業委員会会長専決規定による報告と専決処分等についてご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 質問等もないようですので、以上で第26回定例総会を終了します。長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和元年9月10日（火） 午後3時5分